

青森大学・青森短期大学利益相反マネジメントポリシー

1. 目的

青森大学および青森短期大学（以下「本学」という。）は、大学および短期大学（以下「大学短大」という。）の果たす社会貢献のひとつとして産学官連携を推進していくことにしているが、その推進にあたって大学短大の教職員、学生が公正かつ効率的な研究等の活動を行っていく上で、いわゆる「利益相反」の問題が不可避免的に生じ得る。

このような状況を踏まえて、産学官連携を活発にしつつ、本学の社会的信頼を確保しながら健全な社会貢献をしていくために、本学の教職員が常に意識しなければならない姿勢とルールとして、青森大学・青森短期大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）を策定する。

2. 利益相反の定義

利益相反とは、教職員又は大学・短大が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学・短大における責任が衝突・相反している状況をいう。教職員個人が得る利益と教職員個人の大学・短大における責任との相反（個人としての利益相反）や、大学短大組織が得る利益と大学短大組織の社会的責任との相反（大学短大（組織）としての利益相反）が含まれる。

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 教育、研究、社会貢献という本学の果たすべき役割に鑑み、本学の教職員は、教育・研究に支障のない範囲内で、産学官連携活動を推進するものとする。
- (2) 本学は、技術移転活動等の産学官連携の推進を公正かつ効率的に行うために、教職員の利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については、解決のための措置を講じる。
- (3) 教職員は、技術移転活動等の産学官連携の推進を行う上で利益相反を生じないことを責務とする。法律的に合法と解される場合であっても、公的な資金等で運営されている教育・研究機関として、公正性が疑われることのないよう、利益相反のマネジメントを行う。
- (4) 利益相反の問題を考えるに当たっては、学生の教育・研究上の利益の確保に留意する。

4. 利益相反マネジメントの対象

- (1) 対象者の範囲は教職員（非常勤を含む）とする。
- (2) 本学における職務に対して個人的な利益を優先させると見られたり、個人的な利益があるなしにかかわらず本学外部活動へ時間配分を優先させていると見られたりして、本学の教育・研究活動等の公正さに疑念を生じさせているか否かを基本的な判断基準とする。
- (3) 利益相反の生ずる可能性がある行為は、概ね次の場合をいう。
 1. 兼業活動（技術指導を含む）の場合
 2. 職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
 3. 企業、本学以外の大学等に本学の教職員が自らの研究成果等を技術移転等する場合
 4. 共同研究や受託研究に参加する場合
 5. 外部から寄附金、設備・物品の供与を受ける場合
 6. その他研究活動に関し、社会通念上不相当と思われる何らかの便益を供与され、又は供与が

想定される場合

5. 教職員の責務

- (1) 教職員は、本学の諸規則等に定める場合を除いては、その勤務時間中は職務に専念し、大学短大としてなすべき責を有する職務に誠実に従事しなければならない。
- (2) 教職員は、職務遂行上知りえた秘密を専ら自己の利益を追求するため使用してはならない。
- (3) 教職員は、上記4.(3)に該当する場合は、勤務時間の内外にかかわらず、学長に対して報告をしなければならない。

6. 利益相反マネジメントの体制等

- (1) 本学は、利益相反マネジメントを適正に遂行するため、学長の指示のもとに利益相反に対処する組織も含めた体制整備に努める。
- (2) 利益相反が疑われる場合は、学長は必要な調査を行い、当該利益相反が本学として許容できないかどうか検討する。この場合、教職員は、当該調査に協力する義務を有する。
- (3) 学長は、利益相反のある教職員に対し適切な措置を求めることができる。
- (4) 教職員は、前項の措置に従わなければならない。本学の措置に不服がある場合は、学長に申し出ることができる。
- (5) 本学は、利益相反に関する教職員の個人情報については、これを保護するため、守秘義務を徹底し、適正に管理する。
- (6) 教職員の利益相反に関して、社会から疑義が提起された場合は、教職員に代わって本学が説明責任を果たすものとする。
- (7) 利益相反に係る事務は、事務局において行う。

7 その他

このポリシーは、社会の変化に適切に対応するため、適宜見直すほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

8 施行

このポリシーは、平成22年9月1日から施行する。